

徳島県告示第四百五号

平成八年徳島県告示第四百七十一号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二の知事が定める金額を定める件）の一部を次のように改正し、令和四年六月十七日から施行する。

令和四年六月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

表常時介護を要する状態の項第二号中「七万三千九十円」を「七万五千二百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項第二号中「三万六千五百円」を「三万七千六百円」に改める。